

1-14. 那覇市議会傍聴規則

昭和 49 年 5 月 15 日
議 会 規 則 第 4 号

改正 平成 2 年 10 月 5 日 議会規則第 1 号
平成 28 年 8 月 1 日 議会規則第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日 議会規則第 1 号

那覇市議会傍聴規則(1969 年 5 月 7 日議会規則第 1 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴人について必要な事項を定め、議会の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席(車いす使用者席を含む。以下同じ。)及び報道関係者席に分ける。

2 前項に定めるもののほか、親子傍聴室(遮音設備を施した傍聴室)に親子傍聴席を設ける。

(傍聴の届出)

第 3 条 一般席又は親子傍聴席で傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を届け出なければならない。

2 報道関係者席で傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に届け出なければならない。

(傍聴券)

第 4 条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。

2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 一般席の傍聴人の定員は、110 人とする。ただし、議長が特に必要が

あると認めるときは、この限りでない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることはいできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、職員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は傍聴席において、写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 年 10 月 5 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 28 年 8 月 1 日議会規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(令和 7 年 4 月 1 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

[改正履歴]

○ 平成 2 年 10 月 5 日 (平成 2 年議会規則第 1 号・10 月 5 日施行)

平成 2 年 10 月 5 日付けで、那覇市議会傍聴規則第 7 条(傍聴の禁止)第 1 項第 2 号の全文「精神に異常があると認められる者」が削除され、それに伴い同第 3 号及び第 4 号が、それぞれ 1 号ずつ繰り上がった。

改正理由は、精神障害者の人権上の問題にかかわる規定ということ、また精神保健法(旧法律名・精神衛生法)改正後の趣旨に整合させるためであった。

○ 平成 28 年 8 月 1 日 (平成 28 年議会規則第 1 号・8 月 1 日施行)

新議場建設に伴い新設された親子傍聴室(親子傍聴席)の規定を加えるとともに、全国市議会議長会の標準市議会傍聴規則を参考に字句や条文を整理するための改正である。

○ 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年議会規則第 1 号・4 月 1 日施行）

標準傍聴規則の改正に合わせ、時代の経過に伴い、一般的に使用されなくなった語句の整理等を行うため、改正を行う。